

令和5年度中井町臨時営農継続支援金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肥料等の価格高騰により、厳しい経営状況に直面している農業者に対し、農業者の負担を軽減することで、営農意欲の向上と農業経営の安定を図ることを目的として、予算の範囲内において令和5年度中井町臨時営農継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人若しくは町内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 令和4年分の確定申告を行った者又は法人としての決算を行った者であり、年間農産物販売金額が15万円以上であること。
- (3) 令和5年4月1日以降も営農を継続していること。
- (4) 町税を滞納していないこと。
- (5) 申請者が中井町暴力団排除条例（平成24年12月13日条例第26号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和4年分の所得税確定申告又は決算報告した経費の額（肥料費、飼料費、農薬衛生費、動力光熱費及び荷造運賃手数料の額を合計した額をいう。）の1割に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限額は10万円とし、交付は1回限りとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度中井町臨時営農継続支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 令和4年分確定申告書又は決算書の写し（年間農産物販売金額並びに肥料費、飼料費、農薬衛生費、動力光熱費及び荷造運賃手数料の額が分かる部分を添付）

(3) 振込先口座が確認できる書類

(4) 令和5年4月1日以降も営農していることが確認できる書類（領収書、納品書、出荷伝票等の写し）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、要綱施行後から令和6年2月15日までに行わなければならない。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、令和5年度中井町臨時営農継続支援金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは、令和5年度中井町臨時営農継続支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第6条 申請者は、支援金の交付額決定の通知があったときは、令和5年度中井町臨時営農継続支援金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、申請者が虚偽その他不正の手段により、支援金の交付決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、令和5年度中井町臨時営農継続支援金交付決定（一部）取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が暴力団等に該当する場合は、町長は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第8条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、令和5年度中井町臨時営農継続支援金返還通知書（様式第7号）により、支援金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けた場合
- (2) 禁錮刑以上の刑に処された場合
- (3) その他この要綱に違反したと認められる場合
(関係機関との連携等)

第9条 町長は、支援金の交付決定のために特に必要と認めるときは、誓約書で得ている同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、交付決定のために必要な資料の提供を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

令和5年度中井町臨時営農継続支援金交付申請書

年 月 日

中井町長 様

住所 (所在地)

申請者 氏名
(法人名・代表者)

印

電話番号

令和5年度中井町臨時営農継続支援金の交付申請について、別紙記載の誓約事項に相違ないことを確認し、これに宣誓の上、次のとおり申請します。

1 支援金の申請額

申請額 **円** ※上限 10 万円

申請額算出表		
支援金 対象経費	(A) 肥料代	A 円
	(B) 飼料代	B 円
	(C) 農薬衛生費	C 円
	(D) 動力光熱費	D 円
	(E) 荷造運賃手数料	E 円
合計額	$A+B+C+D+E = ①$	① 円
合計額の 1/10	$① \times 0.1 = ②$	② 円
申請額	② の千円未満端数切り捨て	申請額 円

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報等「中井町情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

-----<職員記入欄>-----

町税納入状況

上記の者の町税納入状況は 令和 年 月 日現在滞納がありません。
税務町民課 (担当者確認印)

2 添付書類

- 誓約書
- ・(個人) 令和4年分所得税青色申告決算書(農業所得用)又は収支内訳書(農業所得用)の写し
 - ・(法人) 直近の事業年度分の法人税確定申告書、決算報告書の写し及び製造原価報告書の写し
- 振込先口座の通帳の写し
- 令和5年4月1日以降も営農を継続していることが分かる書類の写し
(例: 肥料、飼料、農薬等を購入した領収書又は納品書、出荷伝票等)

様式第2号（第4条関係）

誓約書

中井町長 様

令和5年度中井町臨時営農継続支援金を申請するに当たり、次の事項について誓約し、事実誤認による申請と認識した場合又は虚偽や違反が発覚した場合には、交付された支援金を速やかに町に返還します。

- 1 交付要件を全て満たしていること。
- 2 申請書の記載内容及び添付書類等に虚偽がないこと。
- 3 町税を滞納していないこと。
- 4 町税の課税情報を調査することに同意すること。
- 5 中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例第4号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等に該当しないこと。
- 6 本支援金を申請した者が、中井町暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当するか否かを、神奈川県警察本部に照会することに同意すること。
- 7 中井町農業委員会事務局が保有する農地台帳の情報を照会すること。
- 8 町から要請された際は、事業内容の聴き取りや追加資料等の提出に速やかに応じること。
- 9 本町以外に、肥料・飼料等の物価高騰の影響を支援するための公的な補助金等の交付を受けた場合、本事業における支援金との調整に応じること。

年 月 日

法人名（法人の場合） _____

氏名又は代表者 職・氏名（法人の場合） _____

様式第3号（第5条関係）

令和5年度中井町臨時営農継続支援金交付決定通知書

年 月 日

様

中井町長 印

年 月 日付けで申請があった令和5年度中井町臨時営農継続支援金について、次のとおり決定したので、通知します。

交付額 円

様式第4号（第5条関係）

令和5年度中井町臨時営農継続支援金不交付決定通知書

中産第 号
年 月 日

様

中井町長 印

年 月 日付けで申請された令和5年度中井町臨時営農継続支援金について、次の理由により不交付となりましたので、通知します。

不交付の理由

様式第5号 (第6条関係)

令和5年度中井町臨時営農継続支援金請求書

年 月 日

中井町長 殿

〒 _____
住 所 中井町 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

下記のとおり、支援金を交付されたく請求します。

なお、支払いについては下記の口座へ振り込んでください。口座名義人が請求者と異なるときは、下記口座名義人に受領を委任します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円也

2. 請求額 金 _____ 円也

3. 振込先

金融機関	銀行 農協 金庫	本店 支店 支所
口座番号	(普通・当座) No.	
(フリガナ) 口座名義人		

様式第6号（第7条関係）

令和5年度中井町臨時営農継続支援金交付決定（一部）取消通知書

中産第 号
年 月 日

様

中井町長 印

年 月 日付け第 号で交付決定した令和5年度中井町臨時営農継続支援金について、次の理由により交付決定を（一部）取り消しますので、通知します。

（一部）取消理由

様式第7号（第8条関係）

令和5年度中井町臨時営農継続支援金返還通知書

中産第 号
年 月 日

様

中井町長 印

年 月 日付け第 号で交付決定した令和5年度中井町臨時営農継続支援金の返還について通知します。

- 1 返還額 円
- 2 返還理由

- 3 納付期日 年 月 日